

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について
----	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 選挙管理委員会事務局）
担当者 吉田 内線（5313）

事業の概要

事業名	裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入
担当課	選挙管理委員会事務局
目的	裁判委員候補者予定者名簿の作成
対象者	選挙人名簿登録者
事業内容	<p>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「法」という。)は、平成21年5月までに施行される。選挙管理委員会では、平成20年度以降、毎年、選挙人名簿からくじにより選定した者について裁判員候補者予定者名簿を調製し、地方裁判所に送付しなければならない(法第21条、第22条)。送付する裁判員候補者予定者名簿は、最高裁判所が開発した名簿調製支援プログラム(無償提供)により調整することとされた。</p> <p>使用する主な機能は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 住基ネット用文字コードから名簿調製支援プログラム用文字コードへの変換 くじによる裁判員候補者予定者の選定 予定者名簿の調製 <p>その他(裁判員候補者予定者名簿送付及び戸籍照会への回答方法について)</p> <p>裁判員の参加する刑事裁判に関する規則(最高裁判所規則)第10条において、法第12条第2項の規定により地方裁判所が区市町村に対して裁判員候補者の本籍の照会を行うときは、区市町村は、地方裁判所に送付する裁判員候補者予定者名簿に付して本籍を回答することとされている。この場合における処理は、次のとおり行う。</p> <p>選挙管理委員会が電子媒体(MO(光磁気ディスク)を予定)に記録した裁判員候補者予定者名簿を戸籍住民課に送付する。</p> <p>戸籍住民課は、名簿調製支援プログラムを用いて、裁判員候補者予定者名簿に本籍を付し、暗号化して地方裁判所の指定する媒体に記録し、選挙管理委員会に送付する。</p> <p>選挙管理委員会は、上記 で作成した媒体を地方裁判所に送付する。</p>

件名 裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入 について

保有課(担当課)	選挙管理委員会事務局
登録業務の名称	裁判員制度(H20年度に新規登録の予定)
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 選挙人名簿登録者</p> <p>2 記録項目 個人識別ID、氏名、生年月日、住所(郵便番号を含む。)</p> <p>3 記録するコンピュータ 名簿調製支援プログラムを使用するコンピュータ内には情報項目を記録せず、MOに記録する。MOは施錠されたキャビネット等に保管する。 名簿調製支援プログラムを使用するコンピュータは、選挙管理委員会事務室内で管理し、他のコンピュータとの結合はしない。</p>
新規開発・追加・変更の理由	<p>裁判員候補者予定者名簿は、名簿調製支援プログラムを使用して作成した電子データによることとされているため。</p> <p>(同プログラムを使用しない場合は、最高裁判所の指定する文字コード・暗号ソフトにより予定者名簿を調製するシステムを独自に開発しなければならない)</p>
新規開発・追加・変更の内容	<p>最高裁判所の開発した名簿調製支援プログラムを導入する。</p> <p>主な機能は「事業の概要」の事業内容に記載したとおり</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	
新規開発・追加・変更の時期	<p>平成20年5～10月</p> <p>名簿調製支援プログラムが配布される予定の5月ごろよりシステムテストを行う。</p> <p>9月定時登録時に処理をする予定。</p>